



23年4月号 (広告)  
 2011年4月1日発行  
 中国税理士会 倉敷支部会員 三宅孝治  
 三宅税理士事務所  
 (株)シーエムエス  
 倉敷市中島2370番地14  
 TEL 086-466-1255  
 FAX 086-466-1288  
 第47号  
 発行担当者: 高木 麻衣

4月になりました。新しい事業年度です。  
 当事務所、4月1日から新しいメンバーが1人増えましたので、どうぞよろしくお願致します。  
 自己紹介・入社の様子などは、5月号に掲載 致します。  
 新入社員が入って来られる季節ですので、今月は・・・

## テーマ: 入社手続き

社員の採用が決まったら、入社前に、以下の項目について書面により明示することが義務づけられています。

### < 労働条件の書面による明示 >

- 就業の場所、従事すべき業務に関する事項
- 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、就業時転換(労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合)に関する事項
- 賃金の決定、計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項
- 労働契約の期間に関する事項
- 所定労働時間を超える労働の有無
- 「雇用契約書」を作成して、会社と社員が署名捺印することまでは求められておらず、
- 「労働条件通知書」「雇入通知書」等の書面を会社から社員に通知することで足りるとされています。



### < 社内手続き >

- 入社する社員への労働条件の提示(書面による交付)
- 労働者名簿の作成
- 賃金台帳の作成
- 出勤簿の作成
- 源泉徴収簿の作成
- 入社する社員から扶養控除等(異動)申告書を記入・押印してもらい回収
- 入社する社員に前職がある場合は、当年分の源泉徴収票の回収



### < 社会保険等の手続き >

届出書	手続き内容	手続き期限	添付書類	提出先
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	新たに人を雇用した場合、新たに社会保険適用事業所となった場合	雇用開始日以後5日以内		社会保険事務所または健康保険組合
健康保険被扶養者(異動)届	新たに人を雇用した場合、新たに社会保険適用事業所となった場合	雇用開始日以後5日以内	被扶養者の収入状況を証明する物、健康保険組合ごとに必要書類が異なるため確認が必要	社会保険事務所または健康保険組合
国民年金第3号被保険者資格取得届	新たに雇用し、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した社員に被扶養者がいる場合	雇用開始以後14日以内	年金手帳	社会保険事務所
雇用保険被保険者資格取得届	新たに人を雇用した場合、新たに社会保険適用事業所となった場合	雇用開始以後翌月10日まで	-	事業所を管轄するハローワーク

入社手続きとしては、以上の事をあげましたが、この他にも準備は必要となってきます。社員の方から預かる必要書類(履歴書、健康診断書、身元保証書、秘密保持契約書等)や、交付・配布・貸与する物(身分証明書、名刺、社章、事務服・作業服等)があります。新しい社員の方が入ると、事務所内・工場の雰囲気も変わってきます。一緒により良い会社を創っていただけたいですね。



### < 扶養控除 >

平成22年度の税制改正において、扶養控除が次のとおり改正されました。  
 この改正は、**平成23年分**の所得税から適用されます。

一般の扶養親族のうち、年齢が16歳未満の人に対する扶養控除(38万円)が廃止されました。  
 特定扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除について、上乗せ部分(25万円)が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。  
 上記の扶養控除の改正に伴い、扶養親族が同居の特別障害者である場合において、扶養控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者である扶養親族に対する障害者控除の額が40万円から75万円に引き上げられました。



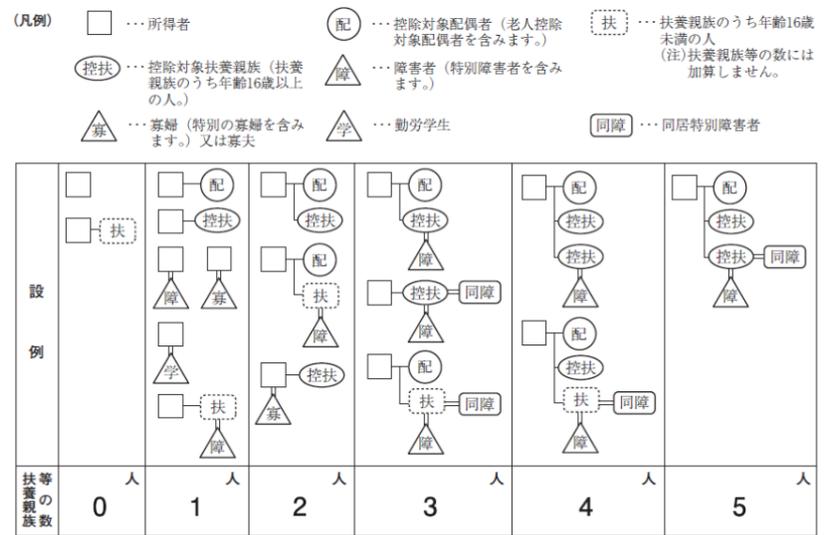
区 分	控除額	
一般の控除対象扶養親族( 1 )	38万円	
特定扶養親族( 2 )	63万円	
老人扶養親族( 3 )	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等	58万円

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち年齢16歳以上の人
- 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人
- 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人

また、給与の際に預かる源泉所得税についても、扶養親族等の数の求め方が変更となります。  
 これは、給与が発生する方、全員に関係がありますので、給与計算の際には、もう一度ご確認をお願い致します。

税額表の甲欄の「扶養親族等の数」というのは、控除対象配偶者(又は老人控除対象配偶者)と控除対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族を含む)の合計数をいいますが、本人が障害者(特別障害者含む)、寡婦(特別の寡婦)、寡夫又は勤労学生に該当するときには、その一に該当することに扶養親族等の数に1人を加えた後、また、その人の控除対象配偶者や扶養親族(年齢16歳未満の人)のうちに障害者(特別障害者含む)又は同居特別障害者に該当する人がいるときには、これらの一に該当することに扶養親族等の数に1人を加えた数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

したがって、次の設例では、扶養親族等の数はそれぞれ次のようになります。



<参考>  
 国税庁  
 「平成23年1月以降分 源泉徴収税額表」  
 21ページ



### < 将軍の目 >

毎月開催中の**利益計画書作成セミナー:「将軍の日」**  
 今月の開催日は**4月14日(木)**です。  
 昨年将軍の日に来られたお客様で、今年も将軍の日にお越し頂いている方もおられます。  
 まだ将軍の日にお越し頂いていないお客様、一度将軍の日に参加してみませんか?

開催日	対象者	申込期限
4月14日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月7日(木)
5月19日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月12日(木)
6月16日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月9日(木)

3月24日(木)に第43回将軍の日を行った際に、感想をいただきました。  
 事前の準備をもう少し早目をお願いしたいです。  
 数字に表わすことで、色々と勉強になりました。  
 これからのスタートですが、着実なものとなるように努力します。  
 S社・社長様

### < 4月スケジュール >

11	月	*3月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
14	木	*利益計画書作成セミナー:将軍の日
22	金	*個人事業主の22年分申告所得税の口座振替日
27	水	*個人事業主の22年分消費税及び地方消費税の口座振替日
30	土	*2月決算法人の確定申告・納付期限
		*8月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5・11月決算法人)

月末が土曜日ですので、申告・納付期限は5月2日(月)となります。